

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占められる派遣料金と派遣労働者に支払う差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)
このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} = \text{マージン率 } 32.9\%$$

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。
派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

■派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険料は、保険料の約半分を派遣元である当社が負担しています。
社会保険料には、厚生年金保険・健康保険・雇用保険・労災保険などが含まれます。

■派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有給休暇を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

■募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費(健康診断料、インフルエンザ予防接種、感染症検査費用等)

■その他経費

その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィス家賃など事業運営のために必要な経費があります。